

# 立命館大学法学部ニューズレター

## 第6号



## Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan

University

### 目次

二つの賞（日本不動産学会賞・藤田賞）を受賞して	三木義一	2
日本国際法協会1996年度研究大会報告	薬師寺公夫	3
教育科学研究所大学教育研究室の活動について	山本 忠	6
人文科学研究所プロジェクト研究報告（高齢社会プロジェクト）	鹿野菜穂子	8
UBCの森	大橋克洋	10
新任挨拶	岩居弘樹	12
学位論文を執筆して - 日本留学の歩みを振り返りつつ -	林 来梵	13

## 二つの賞（日本不動産学会賞・藤田賞） を受賞して

三木義一

立命館大学法学部へ赴任して2年目の昨年9月、かねてから懸案であった受益者負担制度の論文集（『受益者負担制度の法的研究』）を信山社から上梓しました。92年にまとめた『現代税法と人権』（勁草書房）で課税権行使の限界を考えてきた私にとって、受益者負担制度の存在は租税の役割と限界を考えるうえでも重要な検討素材でした。受益者負担制度の根拠とされている「著しい利益」や「特別な利益」における「利益」の内容が租税の対象にもなっている「地価上昇」だとすると、租税と負担金制度の差異は程度の差にすぎなくなり、相対化されるからです。そこで、受益者負担金制度が活用されているドイツでの「利益」概念等を検討したり、受益者負担金訴訟の原告の人達から相談を受けたりしているうちに、地価上昇という意味での開発利益を負担金で吸収しようという試みは、日本では理論的にも現実的にも無理があるのではないかと考えるようになりました。地価というのは、理論的には精緻に計算できると思いますが、取引過程では当事者の意向により変動しがちなものですから、実際に譲渡しなければ実感できないものです。このような不確定なものに依拠しつつ租税に加えて負担金まで求めるのはきわめて困難だからです。

そう考えはじめていたときに、開発利益専門検討委員会や開発利益社会還元問題研究会に参加させていただき、負担者にも合意されやすい負担制度の構築を考えるようになりました。いろいろと悩んだのですが、結局、私は地価上昇という意味での開発利益の吸収は本来租税の役割で、受益者負担制度は、ドイツのように、それとは別個の費用補填制度であることを明確にした方がよいと思いました。しかし、ドイツと日本とでは都市計画法

制及び土地税制の両面において大きな差異があり、これを無視して負担金制度の諸概念をドイツの制度と同様に解するわけにはいきません。そこで、わが国の租税制度の状況等を考慮したうえで、受益者負担制度は「租税の立て替え払い」という「利益」を根拠とした費用負担制度であること、他方で、都市計画法を、その名前にふさわしく開発利益吸収としての租税制度に再整備する、というこの本の提言に至ったわけです。

この本を構成している論文の最初のものは1981年にまとめたものですので、学術書としては厚みのないこの本（237頁）ができるまで約14年もかけてしまったこととなります。この本をまとめたとき、私は出版社の人に「この本をまとめて、改めて、私はあまり頭の良くない研究者であることがわかった。あまりたいしたことをいえなかった」と言ってしまう、困らせた記憶があります。これは謙遜ではなく、本当にそう思っていました。

ところが、日本不動産学会がこの本に対し学会著作賞を授与して下さることになりました。この学会は法律研究者にはなじみが薄い学会ですが、不動産問題を学際的に検討する学会で、主として都市工学、経済学、法律学の3分野の研究者が参加しています。この学会では毎年不動産学の発展を促すために、会員のアンケートで推薦された業績の中から工学、経済学、法律学の3分野の選考委員の投票で著作賞、論文賞、奨励賞を選考しています。平成7年度の著作賞に私のこの本が選ばれ、5月24日の春の学術総会で表彰していただきました。選考委員長の小高剛先生から（名城大学・立命のOB）大変暖かい励ましの言葉を頂戴し、私の本が非常に高い得点を得たことなども教えられ、この本が法律以

外の分野の研究者にも評価していただけたことに感激いたしました。著作賞には、他に経済分野から『東京問題の経済学』（八田達夫教授ほか・東京大学出版会）も選ばれました。そのほかに、論文賞2件（工学系、経済系各1本）、奨励賞1件（工学系）も選出されています（選考経過等については、日本不動産学会誌41号62頁以下に掲載されています）。

この受賞だけでも恐縮していたときに、7月に東京市制調査会から第22回藤田賞著作賞に選ばれたとの知らせが入りました。この賞は財政学の研究者にはよく知られている賞で、地方財政の権威であったが藤田武夫先生の寄贈された基金によって創設されたものです。従来どちらかという若手を対象にしてきた賞ですが、ここ数年中堅層が対象になっているようです。都市問題、地方財政に関する業績の中からアンケートで推薦された業績を著名な財政学者の方々に構成されている選考委員会で選考しています。毎年、著作1本、論文2本ほどが選考されていますが、今年は論文賞はなしで、著作賞に私の本と北大の瀬川信久教授の『日本の借地』（有斐閣）が選考されました。7月22日に東京の市制調査会会議室で表彰式があり、選考委員長の吉岡健次先生（現在・関西芸術大学学長）をはじめ著名な財政学の先生方から暖か

い励ましの言葉をいただきました。税法という財政学に比較的親近感を持っている学問領域を専攻している者として、財政学の先生方からこのような評価をしていただいたことを心からうれしく思っています。また、選考委員の先生から「君の主張は、明快だ！」と仰っていただいたことも、論争する以上自己の主張はクリアーにしようとしてきた私にとってうれしいものでした（選考経過については『都市問題』の近刊号に掲載される予定）。

ところで、この本をまとめたとき、今後は少し税理士向けの啓蒙的活動に力点を向けようと考え、実務雑誌等への連載などを始めていました。最初の受賞の時、こういう活動に重点をおいても「しょう（賞）がない奴」とはいわれまいだろうと内心喜んでいたのですが、二つ目をいただいたときは、こうした私の怠け心を諷め、もっと地道に研究を続けなさいという警告かもしれないと感じています。

いずれにせよ、この二つの受賞は私にとっていい区切りになったと思います。

最後になりますが、この研究に対して様々な示唆や励ましをくださった多くの先生方並びに立命館大学法学部の先輩及び同僚の諸先生方に改めて感謝を申し上げたいと思います。

（みき・よしかず 税法）

## 日本国際法協会

### 1996年度研究大会報告

薬師寺公夫

1996年度日本国際法協会の研究大会で報告の機会を与えられた。今回の研究大会のテーマ、報告の概要は次のとおりであった。

日時：1996年6月30日（日）

午後1時 - 5時

場所：東京大学山上会館

テーマと報告者：

共通テーマ『国際人権条約の国内履行確保』  
「イントロダクション」

座長 中島 敏次郎（前最高裁判所裁判官）  
「国際人権規約の国内的履行確保」

薬師寺 公夫（立命館大学教授）

「国法体系における国際人権条約の適用」

佐藤 幸治（京都大学教授）

「国際人権諸条約と家族に関する国内判例」

鳥居 淳子（成城大学教授）

私の報告は、国際人権規約特にB規約の当事国として、規約上の人権を国内で履行する義務がどこまで規約によって課せられているかを検討することに主眼を置いた。実務的にいえば、国内裁判所での規約の実施を考える上では、条約規定が憲法上どのように国内実施できるのが最も重要な問題となるが、この点は国内法の議論に委ねるとして、国際法学の立場からは、まず規約自体が当事国に国内実施のあり方についてどこまで義務づけを行っているかを、明らかにしておきたいと考えた。国際義務は国家を拘束するがその義務の国内実施のあり方は、原則として国内法が決定する問題である。しかし、規約2条は規約上の人権を尊重し確保する義務を当事国に課し、その国内実施のあり方についても一定の立法義務、人権侵害が生じた際の効果的救済を確保する義務など特定の実施方法を採用する義務を課している。そこで、まず国内履行の方法について規約2条が当事国に何を義務づけているか、特に日本のように条約を包括的に受容する国にとって2条の効果的救済の義務が何を求めるかを第1の検討課題とした。もう一つの検討課題は、条約の解釈問題に置いた。日本では条約は公布とともに国内的効力が認められるが、条約の解釈方法は国内法の解釈方法とは少し異なる。規約の場合日本語は条約正文ではなく、官報に掲載される公定訳も訳に過ぎない。そこで、ウィーン条約法条約に法典化された条約解釈規則に基づく人権条約の解釈について検討を行った。全体の構成は次のとおり。

1、日本裁判所における規約援用事例と若干の法的争点

2、国内履行方法についての規約2条の要請

3、規約の解釈方法

4、補論：選択議定書手続と国内的履行確保

1では日本裁判所における規約援用事例とそこから生じる法的争点および問題点を検討

した。第1に、適用法規に対する手続的制約。刑事事件の上告・特別抗告、民事事件の特別上告・特別抗告では主に憲法違反しか上告理由として認められていないため、規約違反の主張は、例え憲法98条2違反、又は判決に影響を及ぼすべき重大な法令違反であっても著しく正義に反する場合を援用しても、「実質は単なる法令違反の主張」としてしりぞけられる傾向が強い。外登法違反被告事件最高裁判決（平7）、遺産分割特別抗告事件最高裁判決（平7）がこのことを端的に示す。この手続的制限は今次改正民法312条、318条により民事分野でも完成され、最高裁は規約に基づく審査から全面的に身を引く可能性すらある。逃亡犯罪人引渡手続における東京高裁と法務大臣との役割分担に関する逃亡犯罪人引渡法解釈の齟齬（中国民航機ハイジャック犯引渡審査請求事件東京高裁決定と同執行停止申立事件東京地裁・高裁決定の矛盾）も規約適用の手続的制限の一例といえる。第2に、国内効力を有する人権条約もすべてが裁判所で直接援用できるわけではなく、いわゆる条約規定の自動執行力をめぐっても対立がある。この点では、シベリア抑留訴訟東京高裁判決で国の作為義務や予算措置を伴う規定の自動執行性を否定する新たな基準が提示され、自由権規約の第3回日本政府報告書の審議の際の日本代表の答弁は国の作為による違反の場合は別だと述べた。しかし、接見交通権にかかる損害賠償請求控訴事件や元韓国人日本軍属障害年金請求訴訟などでの国側の主張では、公正な裁判や差別禁止条項に関しても規約の自動執行性を争う主張がなされる。ただし、最近になって、京都指紋押捺拒否国賠訴訟大阪高裁判決、無料の通訳に関する大麻取締法違反等被告事件東京高裁判決、受刑者接見妨害国賠訴訟徳島地裁判決など、規約条文の自動執行力を明示に承認する判決が若干ながら見られるようになってきた。しかし第3に、規約の解釈自体に問題がある。従来最高裁は民事事件では規約解釈に触れることが僅かながらあったが、在留期間短縮処分等取消等請求事件最高裁判決

(平8)、再入国不許可処分取消等請求事件最高裁判決(平4)、メモ採取不許可処分国賠訴訟最高裁判決など規約規定も憲法解釈で述べたところと同旨だとして規約解釈に立ち入ることが殆どなかった。しかし、無料の通訳に端的に示されるように国内法には直接対応する規定がないものが存在する。裁判所におけるこうした規約適用の現状は、規約に基づく当事国の義務という観点から見た場合に問題がないのか。国際法からいえば、国内法上の不備は条約を履行しない理由とはならず、仮に日本が選択議定書を批准すれば、条約違反の状態が治癒されなければ当然個人通報審査の中で規約違反が認定されることになる。以上のような問題関心から、2、3についてそれぞれ規約の義務の内容を規約起草作業での議論、規約発効後の規約人権委員会での国家報告の検討事例や個人通報審査事例を踏まえて、問題を提起した。

2では、規約人権を尊重し確保する義務の内容及び性格を、即時実施の意味内容、国内法への編入義務、効果的救済義務の3点から検討し、起草過程での議論から見れば即時実施の義務を除き当事国の裁量の範囲は広く、規約2条は規約に自動執行力を持たせることを直接義務づけてはいないし、裁判所による救済義務を必ず確保することを要求しているわけでもない。しかし、規約人権委員会の最近の国家報告審査に対するコメント(例えば変型理論をとる英国へのコメント)を見れば、規約を編入もせず、規約人権を国内人権章典に導入することもせず、さらに選択議定書による権利侵害への救済も認めない場合にはその相乗的效果として規約の実施は損なわれるというように、効果的実施の義務に対するより厳密な解釈の傾向が見られる。他方、日本のように受容型の制度をとる国でも米国の規約の自動執行力否認の宣言、オーストリ - のダブルスタンダード(欧州人権条約は国内直接適用、規約は法律の留保付き)、規約を憲法より優位させるオランダの自動執行力基準による条約規定の種別化と漸進的自動執行力を認める判例等、規約の裁判

所での直接適用には実施上国が遭遇する困難との間に一定の調整が見られるが、規約人権委員会は最低限国内法が規約の実体的権利を反映しかつその違反に対しては効果的な救済、特に裁判所による救済が利用できることを規約上の義務として当事国に強く求め始めている。

3では、規約人権委員会が個人通報事例の審査において現にウィ - ン条約法条約の31条、32条の解釈規則に従って規約の解釈を行ってきていることを確認するとともに、条約法条約の規則とはやや異なる点として、条約準備作業から締約国の意図が明白な場合にはそれに従うが、締約国の見解が割れている場合には単純に多数の意思をもって当該規定の解釈とはしておらず、むしろ文理、文脈、規約目的に従った解釈がなされる傾向があること、同様にキンドラ - 事件見解に端的に示されるように、発展的解釈という言葉こそ用いないが新たな状況に対応すべく人権の尊重・確保に有利な規約規定の解釈という傾向があること、規約人権委員会の「一般的意見」ならびに個人通報事例で示された「見解」はそれ以降の類似事件の先例としてしばしば援用され確立した解釈原則を生み出している(無差別原則の解釈、手続的保障に瑕疵ある死刑の無効、犯罪人引渡し・追放への規約三条や六条の適用など)ことを指摘した。同時に、こうした規約人権委員会の実行が条約法条約の解釈規則のその後の実行や解釈補足手段として理解できるものかについても解釈規則の起草過程での議論を振り返りながら一定の検討をした。また、こうした規約独自の解釈規則の検討を踏まえ、日本裁判所での規約解釈の際に留意すべき規約と国内法とのギャップがあることにも注意が必要である旨をいくつかの例を挙げて示した。代表的なものとして、規約における権利制限事由の個別性(絶対的人権を含めて個々の人権ごとに制約事由が異なる)と憲法における包括的人権制限事由である公共の福祉との矛盾点、規約人権の普遍性に対する固有の伝統、社会事情、国民感情等を理由とする(非嫡出子相

統分規定最高裁判決参照)適用制限の理論といわゆる「締約国の評価の余地論」の関連、さらに規約実施機関での発展的解釈(の速度)への対応と国内での立法裁量論、行政裁量論との関連、公定訳の意味と解釈宣言の意味などについても詰めるべき問題点があることを問題提起して、報告をしめくくった。

中島先生の冒頭報告では非嫡出子相続分規定最高裁判決少数意見を書く際の不遑及問題の処理に関する問題提起が印象的だった。ま

た佐藤先生の報告では、憲法98条2項の起草過程が細かく検討され、98条2項の国際義務尊重の意義が明らかにされるとともに、これと憲法13条を結合した憲法解釈により国法体系上で人権条約を活かす方法が強調された。鳥居先生の報告では人権諸条約と家族に関する国内判例が各分野にわたり検討され、条約からのアプローチを一層進める必要性が強調された。提起された諸問題に関する国際法、国内法の各分野からの一層の議論と研究の相互協力の必要性を感じた。

(やくしじ・きみお 国際法)

## 教育科学研究所大学教育研究室の活動 について

専任研究員 山本 忠

### 1. はじめに

法学部のニューズレターに、現在私が専任研究員をしている教育科学研究所大学教育研究室の活動について紹介してほしいという依頼を受けた。しかし、法学部の教育・研究活動との関わりでどのような点に焦点を当てて紹介すればいいのか、必ずしも明確ではなかった。ここでは学部の枠を越えて全学的な立場から大学教育の今後のあり方について調査・研究している大学教育研究室の活動を通じて、どのようなことが大学教育の課題として意識されているのかを紹介することとしたい。

### 2. 大学教育研究室とは

大学教育研究室は、大学の自己評価活動と関連した研究機関の必要性が認識される中、全学的な議論を通じて1994年3月に教育科学研究所の下に付置された本学で最も若い研究機関である。教育科学研究所では、発足当初から大学教育を一つの重要な研究部門として位置づけていたが、科学的な大学自己評価研究の要請の高まりや全国的な大学教育研究の

状況を見据える中で、大学の教育、研究、管理運営のそれぞれの分野でより本格的な恒常的研究の展開が要請されていたのである。

大学教育研究室の活動は、プロジェクト研究及び課題別共同研究会の組織と援助をはじめ、公開シンポジウムまたは講演会の開催、研究紀要及び所報の発行、全国の大学教育研究関連機関(筑波大学や広島大学などの大学教育センターや京都・大学センターなど)との交流・協力、全学自己評価委員会からの委託研究等々多岐にわたる。これらの活動を支えるスタッフとして、室長と専任研究員が配置されている。本学には大学教育の専門研究者がいないためいずれも素人であるが、研究所事務室の職員と協力して、ない知恵をしばりながら何とかしのいでいるという状況である。

### 3. 大学教育研究室の研究活動

さて、研究機関であるからには、「研究」ということが主要な任務なのであるが、専門家のいない研究機関で何ができるのかということが、それ自体重要な検討課題であ

る。大学教育それ自体を研究するということが注目されるようになったのは、90年代に入ってからのことであり、専門的な研究者の養成も91年に東京大学が初めてという状況である。したがって、この領域自体、日本では未だフロンティア分野であり、立命館という1私学がこの領域に踏み出すということ自体に大きな意義があるともいえるわけである。とはいっても、専門家個人の研究水準ということでは、全国の専門研究者のいる大学と比肩しうるものを提示していくのは困難である。そこで、大学教職員のスタッフの英知を集団的に結集して、他大学ではできない、あるいはやりにくい領域で成果を上げることをめざそうという戦略をもって研究活動を組織・展開していくことにならざるをえない。

現在、大学教育研究室では、学生研究、大学評価、教授法研究の3つを柱として、プロジェクト研究を組織している。以下にその概要を紹介したい。

プロジェクトAII「文化的実践としての『学ぶ活動』に関する認知科学的研究」(研究代表: 中村 正 産業社会学部助教授)

このプロジェクトでは、立命館大学の学生を対象に、「学び」の意識と実態について総合的な調査研究を展開している。講義などの正課教育に限らず、課外活動やアルバイト活動など大学生生活総体を通して、学生は多様な発達・成長を遂げていく。どのような活動を通じてどのように成長を遂げていくのか、その発達の仕組みを探ることによって、学生の発達援助プログラムとしての新たな大学教育改革を提案できないかという問題意識をもっている。聞き取り調査とアンケート調査の双方を組み合わせて、95年度に入学した全学部 of 学生を対象に、卒業時までの4年間継続してデータを大量に収集する活動を展開中である。96年度3月には中間報告をまとめる予定である。

プロジェクトBV「外国語教育におけるFD研究」(研究代表: 川上 勉 法学部教授)

現在の大学教育改革において、FD

(Faculty Development)は重要なキーワードとなっているが、日本ではまだまだ認知度が低く、フロッピーディスクと間違える人もまだいる状況である。FDとはかなり広い概念で、「教授団能力開発」とも訳されるように、教室内での教授法はもとより、カリキュラム、教学支援システム、組織運営にかかわる学部・大学総体のあり方にまでその範囲は及ぶものである。96年度よりスタートしたこのプロジェクトでは、学内全パート(専任・常勤・非常勤、職員、大学院生、学生)の参加による外国語教育改善を目指すこと、体験を重視した研究スタイルをとることの二つを特徴的な目標として掲げている。96年5月には「外国語フォーラム」を開催し、約200名の参加で成功させるなど、精力的に研究活動を展開中である。

プロジェクトBVI「大学論と大学評価に関する総合的研究」(研究代表: 横山正敏 経済学部教授)

このプロジェクトでは、大学の自己評価活動とかかわって、主に生涯学習社会における大学のあり方を焦点に調査活動を展開している。具体的には、夜間主コースや大学院に学ぶ社会人学生及び院生から聞き取り調査を行い、社会人学生のニーズを知り、それに応えうる大学のあり方について研究を行っている。また、卒業生のキャリア形成における大学教育の果たした役割と今後の大学教育に期待するニーズなどを調査するという目的で、今秋には、卒業生を対象にした大規模なアンケート活動を計画している。このプロジェクトも96年3月には研究成果をまとめる予定である。

#### 4. おわりに

以上簡単に3つの研究プロジェクトの概要を見てきたように、大学教育研究室の研究課題は、現在大学教育全体が直面している改革課題と直結するものが多い。大学教育研究室には、この他に、1996年度の課題別研究会として、「比較高等教育研究会」(代表: 奥川櫻豊彦 産業社会学部教授)、「授業アンケートの技法研究」(代表: 村山 皓 政策科学部

教授)、「環境教育研究会」(代表:川又淳司)、「法曹養成教育研究会」(代表:大久保史郎法学部教授)の4つが組織され、それぞれ活潑に研究会活動を展開している。

当研究室は、まだ設立後3年目という状況で、全学の認知度もまだそれほど高いとはいえないが、次第に学内の各部署から文書で「連携」や「協力」が言われるようになるなど期待が増してきている状況である。それは、本学が全国の大学に先んじて、全構成員の英知を民主的に結集する中で達成してきた様々な教学改革の意義を科学的かつ客観的に評価するとともに、今後の改革の指針をも求めたいというニーズの反映でもあると思われる。実際に、当研究室に寄せられている研究を期待されている領域としては、(1)京都・大学センターとの連携、(2)多方面からの大学評価研究、(3)自己評価・相互評価システムの研

究、(4)学生の就職と進路の実態、(5)中高一貫教育の実態把握と今後の政策課題、(6)昼夜開講制を始めとする社会人教育の課題と今後の発展方向、(7)非営利組織としての大学マネジメント研究、(8)高等教育の国際比較研究、など多様なものが挙げられている。

日本の私立大学をめぐる客観情勢に好転の兆しが見えない現在、これからの新しい時代における私立大学の展望を自力で切り開いていくうえでも、これらの領域の研究が、専門家であるかどうかを問わず、すべての大学関係者にとって必須のものとなっているといえるだろう。

現在の大学教育研究室は、まだまだこうした多様な期待に応えていく力量を蓄積するには至っていないが、全学的な理解と支援により、今後ますます充実強化していくことが求められているのである。

(やまもと・ただし 社会法学)

## 人文研プロジェクト研究報告 (高齡社会プロジェクト)

専任研究員 鹿野菜穂子

### 1 プロジェクト発足の経緯

「高齡社会プロジェクト」(正式テーマ:「高齡化社会における意思自治と人間の尊厳」)は、1995年4月に、立命館大学人文科学研究所のプロジェクトの一つとして発足しました。

日本社会の高齡化が急速に進んでいることは、周知の通りです。すなわち、ここ50年の間に、国民の平均寿命は上昇を続ける一方で女性一人当たりの平均出産率は減少を続けた結果、人口全体に占める65歳以上の人口比率は、約6.3%から14%まで上昇し、さらに今後20年の間にはこの比率は20%を越えると推定されています。ところが、日本においてはその変化のスピードがあまりにも速かったため、社会のシステムがこれに対

応しきれず、特に法および行政上の不備に起因して様々な問題が生じています。このような社会的状況に直面して、高齡化社会にかかわる諸問題を多様な視角から取り上げて検討し、来るべき21世紀における社会のあり方を模索することを目標として、本プロジェクトは発足したのです。

### 2 参加メンバーとその研究領域

本プロジェクトの参加メンバーは、法学部(15名)、政策科学部(1名)、産業社会学部(2名)、国際関係学部(1名)および文学部(1名)の計15名の教員と数名の大学院生です。高齡社会の問題は多岐にわたり、医学をはじめとする理科系分野や経済学からの検討の必要性も否定できませんが、3年という期間および物理的制約から、本プロ



ジェクトは、法律・政治の各分野の研究者を中心に組織し、必要に応じて他分野の研究者の助言をあおぐことにしたものです。

法学部からは、憲法、民法、社会保障法、労働法、税法、民事訴訟法、刑法、法哲学、EU法、行政法、政治学という多様な研究領域のスタッフがプロジェクトに参加しています。各領域における様々な問題を互いにつき合わせ、議論を行うことによってはじめて、グローバルな視野からの考察が実現されうると考えられたからです。また、高齢者の問題が今や世界共通の課題でもあり、それ故、比較法的な研究の必要性も大きいことから、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカをはじめとして、諸外国の法律、政治に詳しいスタッフもメンバーに迎えています。

### 3 研究計画

このプロジェクトの研究期間は3年であり、この間に概略以下のような形で研究を進めることを当初計画しました。

まず、第一年度（1995年度）においては、プロジェクト参加メンバーの共同研究を通じて、問題の所在を明確にし、可能な限り共通の問題意識を形成することを第一の課題とする。同時に、共通および個別研究に関する資料を整備するとともに、国際比較研究を推進するための具体的行動に着手する。

第二年度（1996年度）においては、第一年度の作業のまとめに基づいて、本プロジェクトの課題、方法及び作業の構想を取りまとめ、この「構想」に基づいて全体および個別の研究を推進する。資料の収集（特に、高齢化社会問題に対する実態分析及び政策文書、立法政策文書等も含めて）は、第一年度に引き続いてこれを行なう。また、海外の研究者を招聘して研究会を組織することを検討する。

第三年度（1997年度）には、研究のまとめと研究成果公表のための作業を行なう。前半期には研究分担者の成果公表「構想」を検討するための研究会を開き、9月には、原稿の検討会を集中して実施する。研究成果は、立命館大学人文研叢書または学外出版の形で公表する。

### 4 1995年度の活動

先に記載したように、本プロジェクトは、'95年度の第一の課題を、問題の所在を明確にし参加メンバー間で共通の問題意識を形成することに置いていましたが、これについては、6回の研究会の開催および、夏の合宿により、かなり達成できたのではないかと思います。研究会においては、計11名の研究者から報告がなされました。すなわち、まず、民法の領域からは、「民法から見た高齢者像」、「民法における行為無能力制度の成立」、「成年後見の課題」、「高齢化社会と家族」、「高齢者の財産管理」等のテーマで報告がなされ、さらに社会保障法からは「社会保障法の現状と課題」、労働法からは「高齢社会における雇用」、税法からは「高齢化社会の税制改革」、行政法からは「高齢化社会と公法」、ヨーロッパ法からは「EUの社会政策」、政治学からは「政令都市と高齢者保健・福祉計画」の各テーマで報告がなされました。これらの研究会を通して、高齢社会問題の緊急性、重大性、多様な取り組みの必要性が、あらためて確認されました。

'95年9月には、高齢社会をテーマとして、ケルン大学との共同研究会を行いました。この共同研究会に向けて、各研究員が担当の個別テーマについて報告書をまとめ、それに基づいて実際にケルンでディスカッションを行ったことも、問題の明確化と視野の多角化に寄与したと思われます。なお、この共同研究会における各研究員の報告の骨子については、'96年3月に発行されたRitsumeikan Law Review 12号において公表されました。また、報告をもとに執筆された各論文については、ケルン大学側からの論文と併せてケルン大学叢書としてドイツで出版するべく、現在作業が進められています。

このように、95年度においては一定の成果が見られたのですが、他方、検討が実定法の側面に偏りがちであったこと、実態調査を十分に実施することはできなかったこと等の反省点も挙げられます。

## 5 1996年度の活動と今後の予定

先に触れたように、昨年度の成果をケルン大学叢書にまとめて公表する作業が現在進められているのですが、9月には、このまとめに基づいて、あらためてプロジェクトの構想を取りまとめ、プロジェクト後半期の研究を進めて行く予定です。

今年度の研究会は、7月までに2回開催しました。第一回目の5月の研究会においては、刑法の分野から「安楽死と自殺」というテーマで報告を頂き、第二回目の7月の研究会では、在宅介護支援センターの職員の方に、京都市における在宅介護支援センターの現状と問題点について詳細な報告を頂きました。

た。9月以降においても、一方で、従来取り上げなかった分野（例えば、手続法、法哲学、健康科学、心理学等）の研究者からの報告を要請して視野の多角化を図るとともに、他方で、実務に携わる外部の方を招いてご報告頂き、日本社会の実態把握と、実態に即した検討の推進を図って行きたいと考えています。

なお、国際的な視野をもった研究の推進のために、昨年度に引き続いて今年度も海外の研究機関との接触を行っていますが、その一環として、海外の研究者を招聘して研究会を開催することを現在検討中です。

(かの・なおこ 民法)

## UBCの森

大橋 克洋

95年4月より96年4月までUBCに滞在した。「立命館・UBC学術交流プログラム」の教務主任としてである。渡洋まえ各方面に海外赴任のあいさつ状を出したら、「コロンビア大学へのご出張おめでとう」と書き送ってきた知友が2人、「Californiaの空の下、6月に会いましょう（そちらで学会あり）」と往信した国際派がひとりいた。UCB（カリフォルニア大学バークレー校）と勘違いしたとしか思えない。立命館キャンパス内では知名度抜群のUBCも、キャンパスを一步出れば、必ずしも通りのよい名前ではないようだ。

唾い飛ばしても済みそうな誤解の症例ではあるが、あるいは次のような背景が考えられるかもしれない。和歌山県三尾村出身の日系移民が戦前カナダでの拠点とした漁村Stevestonは、久しく「アメリカ村」の名で呼ばれていた。今日なお、UBCの所在するVancouver市をアメリカの都市だと思いつている向きは多く、トロント・ブルージェイ

ズとモンリオール・エクスポズを「米大リーグ」チームとして扱うことはスポーツ紙の慣行であり続けている。どうも、北米におけるアメリカ合衆国の圧倒的なプレゼンスがカナダという国の存在を霞ませてきたのではないか。そして、北米をアメリカ合衆国によって代表させるという偏った北米認識が上記の因をなしているのではないかということだ。（特に戦後の）日本人にとり、アメリカという国がいかに近い存在であったかをあらためて思い知らされると同時に、少なくとも69年以降のカナダに対してはこれではあまりに気の毒だと思わずにはいられない。

しかしその一方で、滞在中、カナダとアメリカは別々の国家(nations)であるほど別々の国(countries)ではないのではないかと感じるが多かったのも事実である。スーパーや商店で買物をするにつけ(アメリカ産製品・商品の遍在)、テレビ番組をみるにつけ(ほとんどがアメリカのTV局)、アメリ

カの友人に電話をかけるにつけ（国内長距離扱い）、この国をアメリカからわかつものは何だろうかと、沈思せずにはいられなかった。カナダの主要都市はことごとくアメリカとの国境に近接立地し、人口の9割までが国境ベルトに集住する。その巨大な隣人の影は政治、経済、生活、文化のあらゆる面に及んでいるのである。誰の言葉だったか、「南北交流の自然理に逆らって東西を無理に繋いで成立したのがカナダである」という揶揄がしきりに想起された。このような環境の中でカナダが国としての独自性を主張することはさぞむずかしいに違いない。そのように考えたとき、69年の「(カナダ連邦)公用語法」の真義、アイデンティティ探求を中核的テーマとするカナダ文学の基本的性格、アメリカ英語に対して独自性を打ち出そうとして打ち出せないでいるカナダ英語の苦戦状況といったものが、幾分かわかりかける気がしたが、なにしろこちらは「国際化(されること)」をスローガンとする環海島嶼国の出である。同じ大地の上に強大な隣国をもつ国のこころを理解することが容易な知的作業であるはずはない。

UBCはわたしの滞在した昨年、創立80周年を迎えた。1915年まではその名もMcGill Collegeと言い、モントリオールにある名門McGill Universityの分校だったのである。現在は400ヘクタールの敷地に12学部(教職員総数2千人)を擁する総合大学であるが、学生数は3万人であるから、立命館とあまり変わらない。

晩秋のある日、わたしに昼食をおごったさるUBC教授が次のような小咄をした。

A Parisien made an international call to his friend living in Vancouver and said, "My mother is visiting your country for the first time in her life. Will you meet her at the Montreal airport at 11:00 tomorrow morning?" To this the Vancouverite responded, saying, "You are nearer. You meet her."

カナダは5つの地方時間を持ち、西海岸から東海岸まで達する間(ま)には、日本に帰った

方が時間経済である。BKCの7倍というUBCキャンパスの広大さ(それでもカナダ最大ではない)もそのような地理的条件を背景にして捉えないといけないことは分かるが、当初は度肝を抜かれた。

わたしはそのキャンパスの一角にある客員用宿舎に僑居した。すぐ北隣にカナダ杉の樹叢がある。忘れもしない、昨11月初旬のことだった。一週間の間隔を置いて二度、UBC地区を強風が襲ったのである。疾風が樹林を駆け抜けるときの唸るような音響がわたしに与えた鬼気と戦慄を、一体どうしたことばで伝えたいのだろう。生きているとしか思えなかった。「森」という巨大な生き物が夜通し、全身全霊をあげて咆哮し続け、UBC世界を震撼させたのである。(UBCキャンパスはほぼ全面、森林により枠づけられている。)カナダ西海岸に野生の動物と先住の民以外の影がなかった150年以上まえ、一帯を支配する原野を吹き抜けた風はかくもあつたろうと思わせるに十分であり、その後会った誰彼に、わたしは「原始の風(the primordial wind)」を体験した感動を語り聞かせたものだ。カナダの自然は壮大で厳しく、歴史以前さながらに荒涼としている。源氏物語や俳句歳時記で育てられた自然への感性は、それを受け止めるに無力である。わたしは感応することができず、幼児のように戦き、わなないでいる以外にすべを知らなかった。ただ、異質な自然地理に対するおどろきを経験できたことを身の果報としている。同様に、異なる価値観に対しても驚きのこころをもったが、こちらの方は今後数年をかけ、一つ一つ舐めずるようにして吟味していきたいものだ。その意味では、わたしの「立命館・UBCプログラム」はこれから始まるのであろう。

(おおはし・かつひろ 社会言語学)

## 新任挨拶

岩居 弘樹

ドイツ語を担当しております岩居弘樹と申します。1984年慶應義塾大学法学部政治学科を卒業し、同年学習院大学大学院人文科学研究科ドイツ文学専攻博士前期課程に進学いたしました。慶應義塾在学中に、関口一郎先生(現湘南藤沢キャンパス言語コミュニケーション研究所教授)と出会い、その後政治学科に在籍しながらドイツ語を勉強し、ドイツ語研究の道に進む決心をしました。そのころ、ドイツ語の何がそんなにおもしろかったのか、全く思い出せません。なにか政治学というものにそれほど興味がもてず、そのまま就職して社会に出てしまうのもいやだし... という消極的な動機が一番大きかったのではないかと、今では思っています。しかし、大学院に入ってから気がついたのですが、文系の大学院に進学すると言うことは、ひとつの職業選択だったのです。時すでに遅し!

学習院大学ではドイツ語学、造語論の研究を行いました。それまで「趣味のドイツ語」のレベルで遊んでいたのですが、実際に「研究」を始めるとこれがおもしろい。ドイツ語という言葉は、語と語を組み合わせる新しい語を造っていくという優れた技を持っています。その技のおかげで表現が豊かになっているのですが、困ったことに辞書に載っていない単語が巷にあふれるということになるわけです。しかし新しい語と言っても人間が造っているものですから、それなりの規則が自然と備わっています。ダイナミックさの中に潜んでいる規則性、新しい語を作り出す背景、人間の心理など、とても奥の深いテーマでした。

でも今は、もっとわくわくするテーマに取り組んでいます。そのテーマとは、簡単に言ってしまうと「ドイツ語教授法」、もう少し詳しく言うと、「コミュニケーションのた

めのドイツ語」とそれを支える「コンピュータを利用した語学教育」の方法です。外国語を学んでいると、心がときめくことがたくさんあります。いろいろな人と出会って、ときどきすることもたくさんあります。でも、我々が普段当たり前だと思っている「不可思議」な言動やタブー視している問題を指摘され、戸惑うこともあります。ドイツ人の議論についていけなくて悔しい思いをしたり、自分の無知と傲慢さに気づいて恥ずかしい思いをすることもあります。

これらはすべて、文字を目で追いかけている間は気がつかなかったことです。生身の人間に触れて始めて知ったことです。生身の人間は「私」を攻撃してきます。でも「文字」は攻撃はしてきません。私たちのやってきた語学教育は、長年「自分の安全が保たれる平和な世界」で安住してきたのだなと思っています。明治初期の頃はもちろん書物を読んで進んだ知識を取り入れるという作業が必要だったことは事実です。でもそれは100年前の話。いつまでも平和な世界でのんびり暮らしていく訳にはいなくなってきました。

ではこれからの外国語教育はどうすればいいのでしょうか。「コミュニケーションのためのドイツ語」とはどのようなものなのでしょうか。会話のスキル、作文のスキルを教えれば、それでいいのでしょうか? -- スキルを教えることは結構簡単です。ある程度マニュアル通りに授業を進めていくことができるでしょう。しかし私は「コミュニケーションのためのドイツ語」と言う場合、それ以前の問題、それが何かまだよくわかっていないのですが、日本人に共通する、コミュニケーションを阻害するような要因に焦点を当てるのが大切だと思っています。「家父長制」とか「ナルシズム」などがキーワードになるか

もしれません。

と偉そうなことを言ってきましたが、実はこの研究はまだ始めていません。どうも自分自身の問題と向き合うことになりそうなので、怖くて手が付けられないのです。だから、今は「スキル」の部分を磨くための「コ

ンピュータを利用した語学教育」などというものをメインテーマにしています。コンピュータは私を攻撃してきませんから……

私もまだ「安全な世界」の中で、のんびりと暮らしていきたいようです！

(いらい・ひろき ドイツ語)

## 学位論文を執筆して

### - 日本留学の歩みを振り返りつつ -

林 来梵

今年3月29日、立命館大学中川会館大会議室において、1996年度春季博士学位授与式が行われ、私は他の十四名の方々とともに、博士学位という名誉に与かりました。そのなかで、私は、立命館大学法学博士学位の第一号外国人取得者として、身にあまる栄光を賜りました。

大南正瑛学長から学位記を拝受するとき、私は十五人の順番のなかで一番目になっていたこともあって、ドキドキしていて、縁台の方に一歩ほど近づきすぎていたようです。今から思うと、私の中国人としての、そして、この世紀末の中国人の留学という苛烈な運命に「選ばれ」てきた人間としての「野性的」というか「焦燥的」ともいうべきアイデンティティが、まさしくその「近づきすぎた一歩」に現れていると感じます。

五年あまり前、立命館大学法学研究科に合格・入学した当初、私はこのあこがれの大学のキャンパスを一巡して、「命を立つる所以なり、よし、この大学で頑張って博士号を取って中国に帰ろう」と決意したことがあります。

逆説のように聞こえるかもしれませんが、博士号を取得した今になって、かえってその時のドンキ・ホ・テのような「矛をもって風

車に挑戦する」態度に、ちょっとしたじくじたる思いをしております。

というのは、まず第一に、中国から参りました一留学生として、日本で少なくとも五年間以上勉強を続けなければならないということには、経済的に極めて厳しい事情があります。この点に関しては、程度の差はあれ、アジア諸国の留学生は、みんな同じ体験を持っておりますが、私としては、大学院に入ってから、最初は生活費や学費のめどがなかなか立てないほどでありました。つまり、中途半端で留学を断念してもおかしくない状況でありました。

最近(8月3日)、中国政府関係の応援を背景に「中国人留日百年記念大会」が在日中国人留学生達によって日本(東京)で盛大に開催されたそうです。私は、その「大会」に出席できなかったのですが、その際、中国人の百年にわたる日本留学の歴史を振り返りつつ、参加者の中国人の皆さんの胸にはどのような思いが去来していたのでありましょか。百年前の中国人官費留学生達は、日本に学んで中国を強くしようというような抱負とともに、実は当時の日本人の医者さんの収入並みの官費奨学金をもってこの国にやってきたそうです。日清戦争の後にもかかわらず、当時の中国の経済力が日本に負けても劣らないほどなお強かったからです。し

かしながら、百年の歴史はいくたびの迂回曲折をへながら、逆説の谷を流れくたってきました。私を含めて今日の中国人留学生達は、百年以来の先輩の日本留学という志を受け継ぎつつ、しかも彼達が想像できなかったくらいこの時代の苛烈な運命を背負わされています。

そして第二に特筆しなければならないのは、ここ数年間でしみじみ感じてきたように、多くの先生方に支えて頂いてなければ、私はとても今日まで歩んでいくことができなかつたということでもあります。ここでまず、五年間以上という長い歳月にわたってご指導を賜りました私の恩師・立命館大学法学部の畑中和夫教授に対して、心から深くお礼を申し上げなければなりません。先生は、長年にわたり日中両国を含めた国際学术交流に大変なご尽力をしてくられ、その大いなる業績が中国の法学界でも知られる法学者でありながら、五年ほど前、私のような無知な留学生を温かく受け入れて下さいました。それ以来、私は先生からは、単なる学問のことだけではなく、言葉に尽くせないほど深い人生のあり方を教えて頂きました。普段、何気なく先生に「ありがとうございます」という気持ちを率直に表現することが苦手なものですから、この機会をお借りして、あらためて先生に「本当にありがとうございます」と申し上げたいものであります。

また、一人一人お名前をあげることはできませんが、同じ立命館大学の山下健次教授、上田寛教授、田村悦一教授、堀田牧太郎教授などの先生からも、普段より様々懇切なご指導、励ましを頂きました。そして法学部事務室・共同研究室の職員の方々、大学院研究科・大学院課または国際センタ-などの職員の方々にも、いろいろお世話になりました。一留学生として、私はつねに、立命館大学の先生及び職員の方々の叡知に満ちた国際的精神及び国を越えての温情に深い感銘を受け、そして元気づけられ、勇気づけられながら、ようやくここまでやって来ることができました。誠にありがとうございました。

さて、この度、私が博士論文として提出したのは、博士課程在学中に書き貯め、その後あえて出版に踏み切った『中国における主権・代表と選挙』（晃洋書房、一九九六年四月）というものであります。

そもそも、私の問題関心は、中国の現行選挙制度、なかんずくそれを特徴づける都市と農村、漢民族と少数民族の一代表あたりの基本人口数の比率の格差というところにありましたが、勉学・研究を進めてゆくなかで、ますます、中国において選挙制度の法的前提となる憲法原理に関する研究がはなはだ貧困な状況にあることを痛感し、そこで選挙権論（選挙権の法的性格論）に興味をもち、さらにさかのぼって主権論と代表制理論に目を向けるようになりました。

その結果、私はまず人民代表の「免責特権条項」（中国現行憲法七五条）を手掛かりにしながら、比較憲法論の立場から中国における主権原理と代表制を考察して、その射程距離で中国における選挙権論の構造を検討し、それから、中国の現行選挙制度、とりわけ中国版の人民代表の「定数不均衡」問題に焦点をあてることにしました。

いうまでもなく、このような主権論・代表制理論と選挙権論および選挙制度といった三つの「点」を、一本の「線」でつなぐことによって論理構成をするのは、私のはじめてではありません。これに関する理論成果が、日本の憲法学界にすでに相当な蓄積があります。ある意味では、私はむしろそうした日本の先学の研究から、大きな示唆を受けながらそのような論理構成を中国憲法の場面に即して展開したにすぎないのであります。

ただ他方では、縦のほうから見れば、この論文で、私は、中国憲法研究の分野で、なんとか、更なる独創的な展開をこれからの自身に期待できるかもしれないというような予感を与えてくれた視点を確立したと思います。それはすなわち、従来の「社会主義憲法」論の見地に完全にこだわることなく、現代中国憲法の原点と合法則性を社会主義時期以前の近代中国憲法までに溯って見出しなが

ら、今日の中国憲法の諸課題を検討してゆく、というものであります。

ところで、この学位論文を提出し学位の栄光を賜われることになってから間もなく、私は、香港城市大学 (City University of Hong Kong) 法学部所属の中国法及び比較法研究センター - (Centre for Chinese and Comparative Law) に常勤研究員として採用されることになりました。なぜ中国本国の方ではなく香港を選択したのかと聞かれたとき、私は一応給料の差が何十倍もあるからだというふうに笑いながら単純明快に答えるようにしております。実は、本音では様々な理由があります。距離は美感のみならず、思索の空間さえ与えてくれるだろうと思います。何しろ私は一種の圧倒的ともいふべき無力感を感じさせがちな中国の憲法現実には、「近づきすぎた一歩」ではなく、逆にある程度の距離を保って冷徹に洞察していきたいからです。もちろ

ん、ここにいう「ある程度の距離」は、やはり「香港基本法」に掲げられる「一国二制度」の可能性によって保障されねばならないのであります。

しかし他方では、返還直前の香港ではありますが、まさしく「返還直前」だからこれで私は「中国に帰る」ということにもなります。これは以前から自分の良心に対する約束なのであります。

このような日本留学及びその結末の選択を、私は、日本から「乗り換え」て「駆け込み乗車」的に香港をゆく、と形容しております。

日本を去るに際して、長きにわたってお世話になった立命館大学は、この中国人留学生の私にとっても、格別に懐かしい。わが母校のいっそうの発展をお祈りしながら、いつでも私達留学生の「精神的故郷」のような存在になって頂きたいと切望しております。

(LIN Laifan 憲法学 立命館大学法学博士)

---

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1996年7月～9月)

- 96年7月12日 公法研究会 : 修士論文報告  
蛭原健介氏「憲法院による法律の合憲性審査と『合理的立法』の実現」  
佐々木潤子氏「アメリカ連邦個人所得税法における貧困者課税の一側面」
- 96年7月12日 民事法研究会 : 修士論文報告  
永井美佐子氏「中国における土地(利用)法制」
- 96年7月12日 政治学研究会 : 小堀眞裕氏「サッチャー政権の評価と脱階級的価値の動向」
- 96年7月19日 法政研究会 : チアノ・レオナルド氏  
「Foreign Companies and their Legal Services in Japan」
- 96年9月5日 金融法研究会 : 中井美雄氏、山本隆司氏これまでの研究総括と今後の方針  
和田真一氏「吉田邦彦『融資者責任と債権侵害』の検討」
- 96年9月27日 法政研究会 : 小堀眞裕氏「ポスト・コレクティビズムの模索と英国左翼」

法学部部門別定例研究会 : 法政研究会 / 公法研究会 / 民事法研究会 / 政治学研究会

---

立命館大学法学部ニューズレター

第6号 1996年9月

編集 : 立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行 : 立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111

(代) / FAX 075-465-8294